

さいたま市スポーツ施設の整備・運営 に関する指針について

平成29年1月31日(火)

都市経営戦略会議資料

スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課

1 審議内容

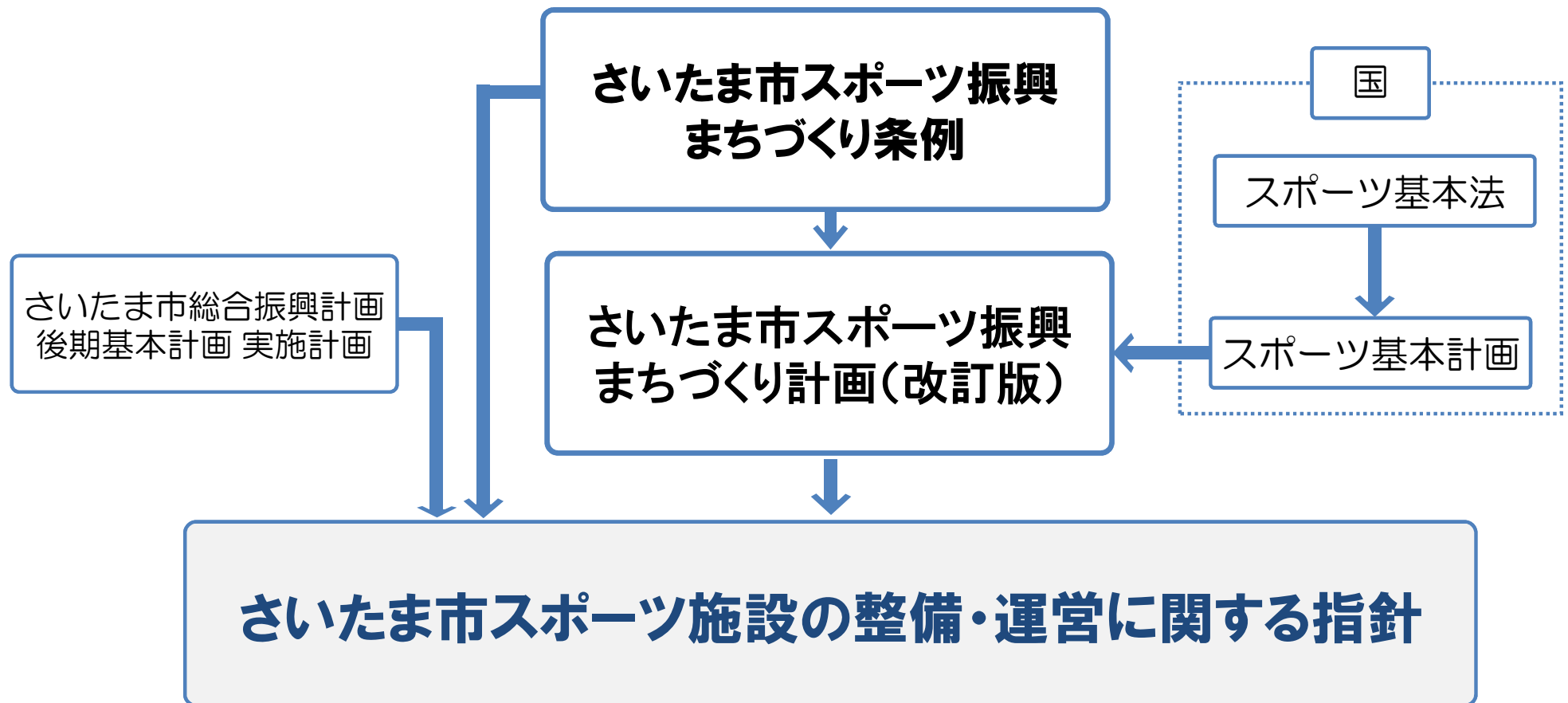
さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針について

2 指針の構成

- ☆ 位置付け
- ☆ 目的と役割
- ☆ さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題
- ☆ スポーツ施設の整備に関する検討の方向性
- ☆ スポーツ施設の運営に関する検討の方向性
- ☆ 今後の推進に向けて

3 位置付け

本指針は、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」及び「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」に位置付けられている。



3 位置付け

(1) さいたま市スポーツ振興まちづくり計画における将来像と基本理念

将来像

健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」
～日本一スポーツで笑顔あふれるまちへ～

基本理念

スポーツ振興まちづくりの推進にあたっては

- ①市民等が愛着と誇りを持つことができる個性的で活力ある地域社会の形成を図る。
- ②スポーツに対する理解及び関心を深めるとともに、健康の保持及び増進に関する知識の向上を図る。
- ③スポーツ財産の活用を促進するとともに、地域、職場その他の場において、市民等の自主性に配慮した環境の整備を図る。
- ④市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力を図る。

☆本指針は、これら将来像及び基本理念に基づいて策定するもの。

3 位置付け

(2) 重点施策

- ① ウォーキング・ランニング・サイクリングなど「スマートウエルネスさいたま」の推進
- ② **スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進**
- ③ 地域のニーズに対応した総合型地域スポーツクラブの活動の推進・支援
- ④ スポーツコミッションやスポーツボランティアを活用したスポーツイベント支援
- ⑤ 発信力のある大規模スポーツイベントの開催
- ⑥ 「さいたま市国際スポーツタウン構想」の推進

< 施策概要 >

厳しい地方財政状況が続く中、市民がスポーツをする場所や機会を増やしていくために、スポーツで使用できる施設の設備・運営・運用ルール等を点検し、より効率的・効果的な整備・運営に関する指針を策定します。

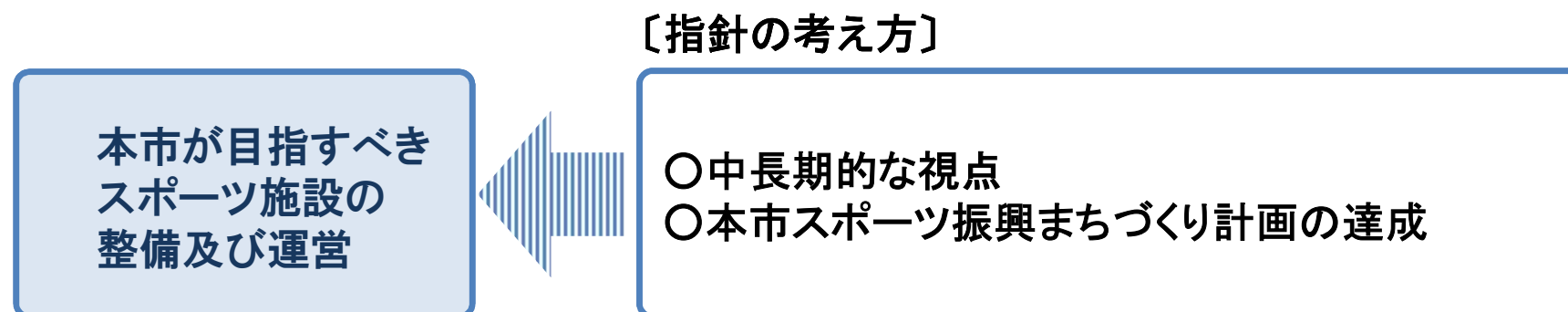
スポーツ施設の利用方法(利用料金や利用時間等)や設備の改修、また未利用地の活用や国際的な視野も踏まえた拠点施設整備等についての検討を進め、より利用しやすい施設の整備・運営を目指します。

市民が安全・快適にスポーツ施設を利用できるように、施設運営の指針を反映した業務内容での指定管理を実施するなどして、効率的な施設運営を図ります。

4 目的と役割

(1) 目的

本指針は、本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を示すもの。



(2) 役割

本指針は、本市が今後、スポーツ施設の整備及び管理運営を実施していく上での判断指標となる役割を果たすもの。

5 さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

(1) 現状

現状について、4つのカテゴリーに分類

■施設の整備・運用状況

「本市は政令指定都市のうち、屋外競技場の数は、上位に位置しているものの、屋内競技場の数では、15位」など

■市民のスポーツ実施の状況

「スポーツを行わない人の理由について、3割の市民が『気軽にできる場所がない』と感じている」など

■施設利用の状況

「市有のスポーツ施設は、利用率が非常に高く、屋外、屋内を問わず、特に休日は、90%を超える高い利用率となっている」など

■市勢の状況

「財政状況は厳しさを増している」など

5 さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

(2) 課題

- 身近で気軽にスポーツができる場を確保することで、市民のスポーツ実施率の向上につなげる
- 未利用地、学校体育施設や民間のスポーツ施設などを活用して運動できる場を増やす

- 学校体育施設を学校教育施設の機能に支障のない範囲で、地域のスポーツ振興のために周知・活用
- スポーツ施設の更なる多様性、快適性等の確保

- 「みるスポーツ」に対応できるスポーツ施設のニーズへの対応
- スポーツ拠点施設の整備

5 さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

(2) 課題

- 施設利用の利便性の向上
- 利用しやすい料金の設定
- 市民ニーズの変化に対応した施設機能の向上
- 持続可能な公共施設マネジメントの推進
- 利用者の安全確保、大規模な災害時の避難場所としての活用

- 運用の利便性の向上
- 国際大会や外国人利用への対応

6 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

(1) 地域のスポーツ環境の整備

- ① 身近な場所でスポーツができる環境の整備
- ② 未利用地の活用＜「スポーツもできる多目的広場」や「臨時グラウンド」の推進＞
- ③ 民間スポーツ施設の活用
- ④ 民間等のノウハウを活用したサービスの提供
- ⑤ 中長期的な計画に基づく整備の推進
- ⑥ 障害者スポーツの環境整備
- ⑦ 「みる」スポーツの機能分担による施設整備

6 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

(2) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備

① (仮称)さいたまスポーツシューレ整備構想の推進

- ・平成27年度に策定した「さいたま市国際スポーツタウン構想」では、本市における滞在型のスポーツ拠点として、新たな交流創出に貢献する施設となる「(仮称)さいたまスポーツシューレ」の構築・設置に取り組むこととしている。
- ・以下の考え方に基づき、「(仮称)さいたまスポーツシューレ」について3つの案を想定した。

(仮称)さいたまスポーツシューレの考え方(抜粋)

ドイツにおける取組を参考に、スポーツの場としてだけでなく、国際的な利用をも視野に入れた、クラブハウスや研修、宿泊等の設備を併せ持つスポーツ拠点としてスポーツシューレを位置付けます。

拠点整備にかかる用地の確保や財政的な負担も勘案すると、ドイツの事例のように競技・トレーニング、研修、宿泊などの施設や機能が1つの敷地の中に集約されていなくても、施設や機能が一定の集積性を保ちつつ、近隣施設で分担した機能をネットワーク化するものなども含めて、(仮称)さいたまスポーツシューレの形成を目指します。

6 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

(2) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備

検討案①のイメージ

市内に新たな用地を確保し、民間企業や競技団体等の施設を誘致、または市の直営により施設を整備する案です。



スポーツシューレイメージ

写真は、堺市立ナショナルトレーニングセンター堺(J-GREEN堺)

【課題】

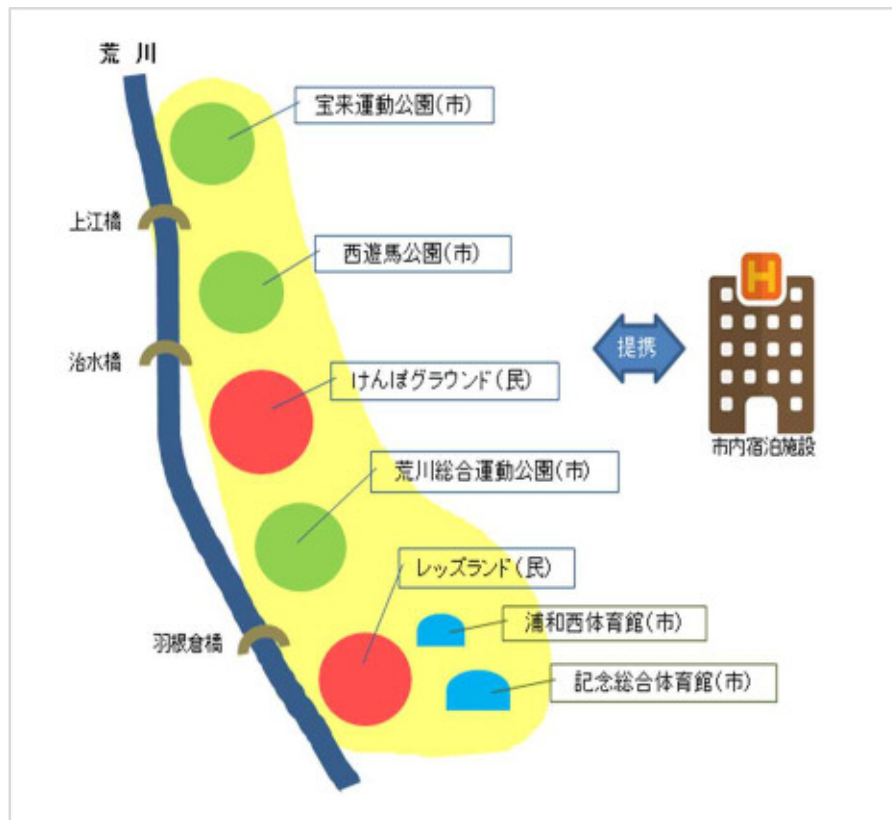
市内に広大な用地の確保を必要とする。
市内に設置したいという企業・団体等も現時点ではない。
公設では、多大な費用・時間が必要となる。

6 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

(4) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備

検討案②のイメージ

大宮けんぽグラウンドやレッズランドなどの民間施設も含めた、荒川河川敷に点在するスポーツ施設群をネットワーク化して管理しながら、（仮称）さいたまスポーツシュールを形成する案です。



【課題】

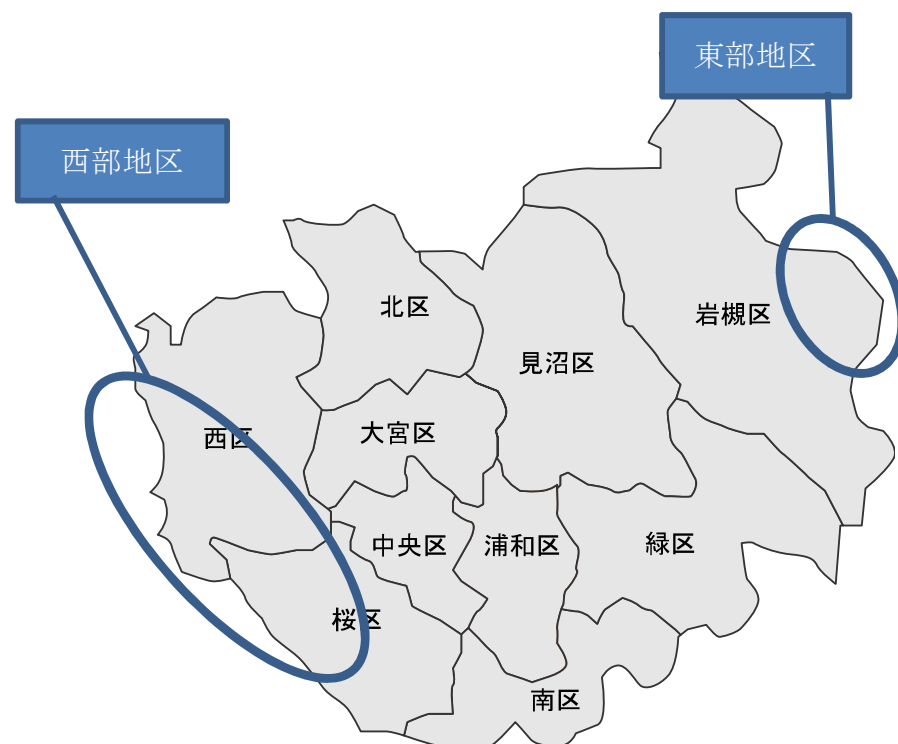
運動公園の設置目的に反しない利活用の検討
民間施設との協定や契約等の内容の検討
ネットワークの事業主体についての検討

6 スポーツ施設の整備に関する検討の方向性

(4) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備

検討案③のイメージ

岩槻文化公園を中心とした地域（東部地区）において、岩槻城址公園、やまぶき球場などを活用して整備する案です。



【課題】

既存施設だけでは規模、数が不足となる
周辺地域に新たな施設の整備が必要となる
新たな用地の確保を要する

7 スポーツ施設の運営に関する検討の方向性

(1) スポーツ施設の機能充実

①市民が利用しやすいスポーツ施設運営

ア 施設利用の料金体系の見直し

イ 早朝・夜間に利用時間の延長

②教育・防災部局等と連携したスポーツ施設運営

ア 学校体育施設開放事業の運営方法の改善

イ 防災機能を持つ施設の整備

③計画的なスポーツ施設の維持

7 スポーツ施設の運営に関する検討の方向性

(2) スポーツ施設の管理運営体制の充実

- ①施設の管理所管の一元化
- ②合理的で質の高い管理運営の実施
- ③利用者に配慮したサービスの提供
 - ア 安心・快適な利用への配慮
 - イ 外国人利用者への配慮

8 今後の推進に向けて

さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針

- 本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を定めたもの。

本指針に基づく施策の展開

- 各施設の実態に即した施策
- 早期に実施するもの、中長期的に実施するものに整理
- 様々な主体との連携
- 特色ある地域資源を活かす